（大臣官房審議官兼国際協力局）
同　須永　和男
（国際連合日本政府代表部大使）
同　角　茂樹
（在ジュネーブ国際機関日本政府代表部大使）同　菅沼　健一
（大臣官房審議官兼総合外交政策局軍縮不拡散・科学部）同　武藤　義哉
（大臣官房審議官兼国際協力局）同　藤原　聖也
（大臣官房参事官兼総合外交政策局）同　兼原　信克
（大臣官房参事官兼中東アフリカ局）同　上村　司
（大臣官房参事官兼国際協力局）同　山田　彰
（同）同　能化　正樹
（国際連合日本政府代表部公使）同　宮島　昭夫
（同）同　杉山　明
（同）同　大菅　岳史
（同）同　有吉　勝秀
（軍縮会議日本政府代表部公使）同　中山　泰則

国際連合第六十五回総会日本政府代表顧問を命ずる
期間は本件総会期終了の日までとする（各通）
（在ウィーン国際機関日本政府代表部在勤）特命全権大使　中根　猛
第五十四回国際原子力機関総会日本政府代表代理を命ずる
期間は平成二十二年十月八日までとする
（政策統括官）内閣府事務官　泉　紳一郎
（科学技術・学術政策局次長）
文部科学事務官　渡邉　格
（原子力安全・保安院審議官）
経済産業技官　中村幸一郎
（総合外交政策局軍縮不拡散・科学部不拡散・科学原子力課長）外務事務官　小泉　勉
第五十四回国際原子力機関総会日本政府代表代理を命ずる
期間は平成二十二年十月八日までとする（各通）
（以上九月十四日）

農林水産省

堀内　俊一
日本中央競馬会監事に任命する（九月十六日）

官庁報告

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、エアーニッポンネットワーク乗員組合から、グループ再編に伴う適正な賃金水準等の要求に関して、平成22年９月23日以降、同組合の組合員が従事する株式会社エアーニッポンネットワークの全職場（北海道、東京都、新潟県、愛知県、大阪府、鳥取県、島根県、愛媛県、高知県、福岡県及び佐賀県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成22年９月22日

厚生労働大臣　細川　律夫

最低賃金の改正決定に関する公示

三重労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、三重県最低賃金（昭和55年三重労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成22年９月22日

三重労働局長　柳瀬　倫明

第４号中「１時間702円」を「１時間714円」に改める。

大阪労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大阪府はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房装置・配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金（平成20年大阪労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成22年９月22日

大阪労働局長　西岸　正人

第４号中「１時間827円」を「１時間832円」に改める。

附　則

この決定は、平成22年10月31日から効力を生ずる。

福岡労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、福岡県最低賃金（昭和55年福岡労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成22年９月22日

福岡労働局長　久保村日出男

第４号中「１時間680円」を「１時間692円」に改める。

国家試験

平成22年度特定侵害訴訟代理業務試験委員の公告

平成22年度特定侵害訴訟代理業務試験委員を次のとおり公告する。

平成22年９月22日

工業所有権審議会会長　野間口　有

委　員	担　当
高橋　隆二	事例問題１
飯田　圭	事例問題１
川田　篤	事例問題１
外川　裕	事例問題１
内藤　義三	事例問題１
深井　俊至	事例問題１
小松陽一郎	事例問題２　特定侵害訴訟代理業務試験部会長
岩坪　哲	事例問題２
北原　潤一	事例問題２
平野　惠稔	事例問題２
町田　健一	事例問題２
宮崎万壽夫	事例問題２
大鷹　一郎	総括
伊藤　高英	総括

公　聴　会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十二年九月二十二日

東北経済産業局長　豊國　浩治

一　件名　酒田天然瓦斯株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会
二　期日　平成二十二年十月二十六日　午後一時から
三　場所　酒田産業会館（山形県酒田市中町二丁目五番十号）
四　事案の要旨
1　一般ガス供給約款の変更（熱量変更費用に係る繰延資産償却終了に伴う総原価の見直しによる料金改定）
2　詳細は、東北経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課（宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一号　仙台合同庁舎）並びに酒田天然瓦斯株式会社（山形県酒田市東両羽町四番五号）において閲覧に供する。
五　その他
1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した東北経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「酒田天然瓦斯株式会社関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十二年十月八日までに東北経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課（郵便番号九八〇―八四〇三　宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一号　仙台合同庁舎）に到達するよう提出すること。なお、意見陳述の届出が多数の場合は、東北経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。
2　傍聴を希望する者は、郵便往復はがき（住所、氏名及び「酒田天然瓦斯関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十二年十月八日までに東北経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課（郵便番号九八〇―八四〇三　宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一号　仙台合同庁舎）に到達するよう申し込むこと。なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。
3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。
4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。